

ずい道等の掘削等作業主任者技能特例講習のご案内

新潟労働局長登録講習第60号
建設業労働災害防止協会新潟県支部

粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の改正により、ずい道等の掘削等作業主任者の職務内容に「換気等の方法の決定並びに呼吸用保護具の選択・機能点検方法など」が追加され、さらに、同作業主任者技能講習の講習科目に「粉じん濃度等の測定方法」「換気等の方法」が追加されたところです。

なお、令和4年4月以降は、追加された講習科目を満たした技能講習を修了した者のうちから「ずい道等の掘削等作業主任者」を選任する必要がありますが、特例措置として、「都道府県労働局長が定める講習を修了した者（追加された科目のみの技能特例講習を修了した者）」から選任できることとされました。

については、都道府県労働局長が定める「ずい道等の掘削等作業主任者技能特例講習」を下記により開催することといたしましたので、この機会に受講いただくようご案内いたします。

1 受講対象者

・令和3年4月1日以前に「ずい道等の掘削等作業主任者技能講習」を修了した者

※ 受講申し込みの際には、「ずい道等の掘削等作業主任者技能講習修了証」の写しを添付してください。

2 開催時期及び開催場所

講習日	会場	受付期間	申込先	受講料振込先
令和4年 1月25日(火)	新潟県建設会館 新潟市中央区新光町7-5	定員になり 次第締め切 ります。	〒950-0965 新潟市中央区新光町7-5 建災防新潟県支部 TEL 025-285-7141 FAX 025-285-7144	第四北越銀行県庁支店 口座番号 普通預金 No.1058521 建設業労働災害防止協会 新潟県支部
3月3日(木)				
3月18日(金)				

3 講習の科目及び講義時間

講習の科目	講習科目の範囲	時間
作業環境の改善方法等に関する知識	空気中の粉じんの濃度等の測定方法、換気等の方法、呼吸用保護具の選択・機能点検の方法	1.5時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び粉じん障害防止規則中の作業環境の改善方法等に関連する条項	0.5時間
講習時間合計		2時間

上記の講習は、9時から11時45分の予定（試験時間含む）で開催いたしますが、申し込みが多数の場合、同日の午後（1時30分から4時15分）に追加開催する場合があります。

4 受講料

9,400円（消費税込み、テキスト代含む）

5 申込方法

受講申込書に記入のうえお申し込みください。

6 その他

受講申込書を受理した後、受講票を送付いたしますので当日持参して下さい。

写真

全面のり付けし
貼付けて下さい。

3 cm×2.5cm

ずい道等の掘削等作業主任者技能特例講習
受講申込書

受 番	講 号	
--------	--------	--

(フリガナ)		生年月日
氏名	併記を希望する場合の旧姓又は通称	S H 年 月 日生
現住所	〒 ー 電話番号（※緊急時に連絡が取れる電話番号を記入して下さい。）	
所属事業場 住所等	事業所名 所在地 連絡先 電話 () FAX ()	

特例講習受講対象者	講習時間数	必要書類
令和3年4月1日以前に「ずい道等の掘削等作業主任者技能講習」を修了している者	2時間	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習修了証の写し
受講希望日		月 日

令和 年 月 日

建設業労働災害防止協会新潟県支部長 殿

【注意事項】

- ずい道等の掘削等作業主任者技能講習修了証の写しを必ず添付してください。
- 本人確認書類（自動車運転免許証コピーなど）も添付して下さい。
- 申込書に記載する氏名、生年月日等の各項目は、誤りのないよう正確に記入して下さい。

個人情報の保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報については、本教育の実施以外には使用いたしません。